

## 労働基準法違反の疑いで食料品製造会社を書類送検

～時間外労働に関する協定の限度を超えて時間外労働～

甲府労働基準監督署（署長 小林英利）は、平成23年4月15日（金）下記1の被疑者を労働基準法違反の疑いで甲府地方検察庁に書類送検しました（事件の概要等については下記のとおり。）。

### 記

#### 1 被疑者

- あずみのしょくひんこうぼう  
(1) 安曇野食品工房株式会社（本社：長野県松本市大字笹賀5652番地）  
(2) 同社の山梨工場長（56歳 男性）

#### 2 事件の概要

安曇野食品工房株式会社は、平成22年4月1日から同年8月23日まで、同社山梨工場（山梨県韮崎市神山町武田1011番地）に派遣されていた派遣労働者（55歳 男性）に対し、派遣元会社で締結していた「時間外労働に関する協定」（いわゆる「36協定」）が適用されていたにもかかわらず、当該労働者に同協定の協定時間を超える長時間労働をさせたものである。なお、当該労働者の時間外労働は、最大で、1日当たり7時間30分、1か月当たり100時間を超えていた。

また、当該労働者は派遣労働者であり、被疑会社に直接雇用されている労働者ではないが、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第44条により、派遣中の労働者の労働時間等の管理責任は、派遣先事業場が負う事項とされているところ。

#### 3 法違反の内容

##### (1) 違反条文

労働基準法第32条第1項、第2項（2）違反内容労働基準法第32条では、労働者に1日8時間、1週40時間

を超えて労働させてはならないと規定されており、さらに、同法第36条では、36協定を所轄の労働基準監督署に届け出た場合には、同協定の時間の範囲内において、1日8時間、1週40時間を超えて労働させることができる」と規定されている（なお、派遣中の労働者に時間外労働を行わせるための36協定は、派遣元が協定を結び、所轄労働基準監督署に届け出る必要がある。）。

本件においては、派遣先会社である安曇野食品工房株式会社が、派遣中の

労働者に対し、派遣元会社で締結した36協定で協定した時間の範囲を超えて時間外労働を行わせたものである。

#### 4 当署における今後の方針

当署においては、過重労働防止対策を含む法定労働条件の履行確保対策を行政の重点課題のひとつとしてその対策に取り組んでいるところであり、今後とも、過重労働防止対策として、長時間労働削減に向けた行政指導を行うとともに、重大悪質な違反行為については厳正な態度をもって臨むこととしています。

[ 関係法令 ]

労働基準法（昭和22年法律第49号）（抄）

（労働時間）

第三十二条 使用者は、労働者に、休憩時間を除き一週間について四十時間を超えて、労働させてはならない。

2 使用者は、一週間の各日については、労働者に、休憩時間を除き一日について八時間を超えて、労働させてはならない。

第一百十九条 次の各号の一に該当する者は、これを六箇月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第三条、第四条、第七条、第十六条、第十七条、第十八条第一項、第十九条、第二十条、第二十二条第四項、第三十二条、第三十四条、第三十五条、第三十六条第一項ただし書、第三十七条、第三十九条、第六十一条、第六十二条、第六十四条の三から第六十七条まで、第七十二条、第七十五条から第七十七条まで、第七十九条、第八十条、第九十四条第二項、第九十六条又は第百四条第二項の規定に違反した者

二～四 （略）

第二百一十一条 この法律の違反行為をした者が、当該事業の労働者に関する事項について、事業主のために行爲した代理人、使用人その他の従業者である場合においては、事業主に対しても各本条の罰金刑を科する。ただし、事業主（事業主が法人である場合においてはその代表者、事業主が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人である場合においてはその法定代理人（法定代理人が法人であるときは、その代表者）を事業主とする。次項において同じ。）が違反の防止に必要な措置をした場合においては、この限りでない。

2 （略）

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）（抄）（労働者派遣法）

（労働基準法の適用に関する特例）

第四十四条

1 （略）

2 派遣中の労働者の派遣就業に関しては、派遣先の事業のみを、派遣中の労働者を使用する事業とみなして、労働基準法第七条、第三十二条、第三十二条の二第一項、第三十二条の三、第三十二条の四第一項から第三項まで、第三十三条から第三十五条まで、第三十六条第一項、第四十条、第四十一条、第六十条から第六十三条まで、第六十四条の二、第六十四条の三及び第六十

六条から第六十八条までの規定並びに当該規定に基づいて発する命令の規定（これらの規定に係る罰則の規定を含む。）を適用する。この場合において、同法第三十二条の二第一項中「当該事業場に」とあるのは「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）第四十四条第三項に規定する派遣元の使用者（以下単に「派遣元の使用者」という。）が、当該派遣元の事業（同項に規定する派遣元の事業をいう。以下同じ。）の事業場に」と、同法第三十二条の三中「就業規則その他これに準ずるものにより、」とあるのは「派遣元の使用者が就業規則その他これに準ずるものにより」と、「とした労働者」とあるのは「とした労働者であって、当該労働者に係る労働者派遣法第二十六条第一項に規定する労働者派遣契約に基づきこの条の規定による労働時間により労働させることができるもの」と、「当該事業場の」とあるのは「派遣元の使用者が、当該派遣元事業の事業場の」と、同法第三十二条の四第一項及び第二項中「当該事業場に」とあるのは「派遣元の使用者が、当該派遣元の事業の事業場に」と、同法第三十六条第一項中「当該事業場に」とあるのは「派遣元の使用者が、当該派遣元の事業の事業場に」と、「これを行政官庁に」とあるのは「及びこれを行政官庁に」とする。

3～6（略）